第2号様式(第5条関係)

空き家バンク制度登録カード

物件番号			R 5 - 1 1 4 区 分							■売却	□賃貸	□どちら	でも可
物件所在地			鈴鹿市 岸田町										
希望価格			売却	380	万円	目 ■応相談 そ			()			円
			賃貸 万円				ık	敷金	敷金		円 礼金		円
						/ 月 □応相談		その他()		円
			布 隸			建版の建築年		区域区分		□市街化区	区域 ()	
物件の概要			面積			建物の建築年		应 域		■市街化誌	凋整区域		
	土		(公簿) 3	70.24	n²	築60年	地目	■宅地 □雑種地 □その他()		
	地		1	111.77坪		建物の構造		接道		■有(幅貞	員2.1 m程度)	□無	
	建物	1 階	約96.88㎡		n² ■	■木造		灰坦		道路後退	(セットバック)	■必要	□不要
		110	約29.24坪		平 🗆	□軽量鉄骨造		登記		■相続登記必要(建物)□建物登記なし ■登記済み			
		2 階				□その他		耐震診断	:断	□済 ■	■未 □不要		
		2 PB			((1101755100101		補強工事	:□不要 □要	〔 (工事:□済	口未)
	間取り	1 階	和室5室	■炊事	場(台所) ■風呂(浴室)・			医)・トイロ	レ (外	便所) ■	離れ		
		2 階											
物件の状況	利用状況		約	約14年前		電気	■引	込み済み		未契約			
			カゝ	ら空き家		ガス	■ブ	゚ロパンガス	、 □	都市ガス	□オール電化	□なし	
	定期的な		■してい	いる		水道	■上	.水道 □	簡易	専用水道	口井戸 口子	その他	
	手入れ		□してレ	いない	設	下水道	口公	共下水道		集落排水	□浄化槽 □▽	不明	
	雨漏り		□無	□有	設備等	風呂	■ガ	スロ灯	「油	□電気	□まき □フ	なし	
	床の傷み		□無	□有	の状況	シャワー	□あ	り ■な	ìL				
	におい		□無	□有		トイレ	□水	洗 ■く	み取	b /	□洋式 ■和3	式 ■小便器	:
	小動物侵入跡		□無	□有		駐車場	□車	庫 口カ	リー ポ	ート ■ス	ペースのみ 🗆 7	なし	
公共施設等の距離	加佐登駅 (JR)		約	7.9km		附属建物	■腐餓	:れ □車庫	i. カ、	ーポート ■	【倉庫(又は物置)	□その他 □:	かし
			71.5	7. O Km		P11 /P4/ XL 1/3	_ ran	.40 D + /4		,,,,	7月 年 (入1877年)		
	バス停和無田						■所有者又は親族 □代理者(不動産業者等)						
	改善センター		約	0.8km		内覧対応							
	(三重交通)				夵	III. A W. III.				_ ~ _	> > /=b14-1->		L = 24
	市役所			1.6km	交渉る	媒介業者		■希望する □希望しない(直接交渉希望) □応相談					
	鈴西小学校			2. 3 km	そ の 他	残置家財			■現状渡し □所有者側で撤収 □応相談 ■購入者側負担 □所有者側負担 □応相談				
	鈴峰中学校 F☆マート			3.3km	165	補修費用		■ 素八 日 関 只 注 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
	・ ☆ マート 鈴鹿インター店			4.7km		ペット(賃貸の場合)) □可	□可 □不可 □応相談				
	ずを1ノグー)凸 (スーハ゜ーマーケット)			4. / Km				,		1	CTI BX		
	登記簿情報 建物 居宅 46.21 m ²												
特記事項	土地 宅地 370.24㎡												
利用上の注意事項													
		-									が必要です。利用 。..	月者登録申込書 -	(第7号様式)
	に必要事項を記入の上、鈴鹿市都市整備部住宅政策課(059-382-7616)まで提出してください。										5.44 /H / _ DD _ L . 7		
	上 ・市は、空き家の情報提供、空き家登録者等との連絡のみを行い、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買及び負の 交渉並びに契約については、直接関与しません。									夏目信に関する			
						-	1- 5:1 1	て空地建筑	ᇑᄧᇃ		ではい シャン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン)を古打ら心画	互があり 士士
	・媒介業者を通して契約を行った場合は、当該媒介業者に対して宅地建物取引業法に基づく報酬(手数料)を支払う必要があります ・登録物件に関する都市計画法、建築基準法等関係法令への適合状況については、当事者の責任で十分確認してください。												
						きた範囲で記載しています。当事者にて現地を十分確認してください。							

物件写真·間取図



【外観(母屋)】



【外観(離れ)】



【玄関(外)】



【玄関(中)】



【かまど】



【和室(母屋)】



【和室(母屋)】



【和室(母屋)】



